

## 日本グループ・ダイナミックス学会諸規程

### 研究の国際化支援制度規程

本 則

**第1条** (目 的) 日本グループ・ダイナミックス学会(以下、本学会)は、会員の研究の国際化を支援するための一方策として、会員が自らの研究成果を英文誌へ投稿する際に、英文校閲代金を補助する制度を設ける。

**第2条** (対 象) 本制度による校閲代金の補助は、本学会会員を対象として行う。

**第3条** (審 査) 補助金支給に関する判断は、常任理事会において行う。常任理事会は、細則に定める基準に従って、補助金支給の適否を判断する。

**第4条** (報 告) 補助対象者の氏名、補助金額については次年度の総会において報告されるものとする。

附 則

本規程の改定は、理事の3分の2以上の同意をもって行う。

本規程は、2010年4月1日より実施する。

附 則

本規程の改定は、常任理事会にて立案し、理事会における出席者の3分の2以上の同意をもって決定する。

この改定規程は2015年3月31日より施行する。

細 則

**第1条** 申請者は申請時点において本学会会員であること。また申請時点で年会費を納入していること。

**第2条** 補助金の申請・支給は、会員一人につき、年度(4月～翌年3月)につき1回限りとする。また、1回につき補助金の上限を5万円とする。なお、改稿や再投稿などの複数回の論文投稿に関わる費用を合算した上で、あるいは複数の論文の投稿に関わる費用を合算した上で、補助金の申請を行うことを認める。加えて、補助の対象となる論文の投稿ならびに校閲の時期については、申請時以前であればいつのものでも可とする。

**第3条** 補助金の申請対象となるのは、論文投稿に関わる費用としての論文英文校閲費、及び、修正対応表等の校閲費とする。申請は日本円で行い、支給も日本円で行う。領収書が外貨建ての場合、申請日のレートで日本円に換算した金額で申請する。

**第4条** 投稿先の英文誌の領域は問わないが、掲載にあたって、査読が行われている雑誌でなければならない。

**第5条** 補助の対象となる論文は、グループ・ダイナミックスあるいは社会心理学、もしくはその双方の発展に寄与すると考えられる論文のうち、以下のどちらかの条件を満たす必要がある。

(1) 本学会の過去のいずれかの年次大会で発表した研究に基づくものであること(申請の日を含む年度においては、発表することが確定していれば可とする)。

(2) その他、常任理事会が適当と認めたもの。

**第6条** 本補助金の支給を希望するものは、以下のものを事務支局に提出すること。なお、提出書類は可能な限り電子情報としメールの添付ファイルとして提出すること。

- (1) 国際化補助金申請書
- (2) 投稿した論文(ファイル)
- (3) 校閲代金の領収書
- (4) 英文誌への投稿を証明する資料(受稿通知書など)

**第7条** 常任理事会は、提出された書類に基づき審議を行う。採択結果については、常任理事会で審議の後に、申請者に事務支局から通知する。

**第8条** 補助対象者は、本補助を受けた投稿論文が受理され公刊される際には、当該論文が本制度の補助を受けた旨を論文内に明記する義務を負う。また、論文が受理されたことを、学会事務支局に報告すること。

附 則

本細則は2010年4月1日より実施する。

附 則

この改定細則は2015年3月31日より実施する。